

公園里親制度

東広島市都市整備課

東広島市公園里親制度のご案内

1 公園里親制度とは？

「公園里親制度」とは、1985年にアメリカのハイウェイの美化清掃に始まり、現在、市民団体が公共施設の里親（アダプト）となって、一定区間（箇所）の管理を行う制度として、市民と行政が協働で進める、新しい環境美化の制度です。

これまでも、自治会や地域で公園の清掃や草刈などのボランティア活動を行っていたと思いますが、この制度とボランティアの違いとして、公園を指定して同じ公園で継続的に活動を続けていただくこと、活動に必要な用具の貸与、花壇や環境美化に必要な資材の提供を受けることができます。

2 対象となる公園

東広島市が管理する都市公園等

3 里親の資格

市内に住所若しくは勤務地を有する5人以上で構成する団体で、代表者が成人であること。また、会社のPRとして市外の方でも参加することが可能です。

ただし、街区公園（団地の中にある小さな公園等）については、必ず自治会長の確認・承諾が必要となります。それは、街区公園の場合、利用者が限られていることから、地域の方々の十分なご理解をいただけないと円滑な活動ができない場合があるからです。

4 活動内容

公園の清掃、除草及び草刈等の環境美化、花壇の作成や樹木の植栽等の育成管理、公園施設の破損等の情報提供等が主な活動となります。

これらのすべてをやろうとする必要はありません。1年に1回以上、何人かで集まって掃除や草抜きをする等出来る範囲で大丈夫です。お子さんと遊びに来られた際に遊具のボルトが緩んでいないかの確認をする、お子さんが遊んでいる間に掃除や草抜きをする等も里親活動の一つです。

5 市の支援

清掃用具の貸与、花壇の作成や樹木の植栽の材料、里親が主体となり対象の公園を活用した行事を行うための光熱費など5年間の活動に対して、10万円以内の支援が可能です。支援は物品支給の方法で行います。

活動に対する作業手間はボランティアとなります。

6 まとめ

公園の里親活動によって、公園の維持管理に地域の方々が主体的にかかわることで、公共のものが自分たちのものでもあることを認識するきっかけになると考えられます。また、清掃活動等を行うことで、地域の子どものための教育、地域のコミュニティの活性化、ボランティア活動の啓発になると考えられます。

また、公園の里親活動を通じて、「市民協働のまちづくり」にもつながることを期待しています。

公園里親制度の概略

里親の募集

参加について問合せ・相談

都市整備課：082-420-0955

公園の里親認定申込書の提出

審査・合意書の取り交し

（清掃、除草等のみの場合）

（清掃、除草と新たに花壇等を計画する場合）

清掃用具貸与願の提出

清掃用具貸与願の提出

花壇等植栽計画書の提出

貸与物品の支給

審査

貸与・物品の支給

ほうき（活動者3名につき1本。最大20まで）
ちりとり（活動者5名につき1個。最大5まで）
火ばさみ（活動者2名につき1本。最大25まで）

ほうき（活動者3名につき1本。最大20まで）
ちりとり（活動者5名につき1個。最大5まで）
火ばさみ（活動者2名につき1本。最大25まで）
資材（1公園で1つの活動ごとに上限を10万円として材料を支給）

活動開始

・変更等があった場合「公園里親変更・廃止届」を提出
・年度末に「公園里親活動報告書」を提出
（活動報告書には、各回の写真を添付）